

福岡県公報

令和6年11月8日
第546号

目次

告示（第700号 - 第704号）

- 保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知
(農山漁村振興課) …………… 1
- 保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知
(農山漁村振興課) …………… 1
- 保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知
(農山漁村振興課) …………… 2
- 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定 (環境保全課) …………… 2
- 道路の占用の制限 (道路維持課) …………… 2
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表
(廃棄物対策課) …………… 3
- 落札者等の公示 (教育庁施設課) …………… 3
- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) …………… 3
- 土地改良区の清算人の退任 (農村森林整備課) …………… 4
- 令和6年度福岡県文化賞被表彰者 (文化振興課) …………… 4

再掲

- 特定危険薬物の指定 (薬務課) …………… 4

告示

福岡県告示第700号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知

を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和6年11月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示（重要流域（令和3年1月5日農林水産省告示第32号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。
平成元年8月15日農林水産省告示第1081号（二の1から3及び6から8に係るものに限る。）
- 変更に係る指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
変更しない。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第701号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和6年11月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示（重要流域（令和3年1月5日農林水産省告示第32号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。
平成2年8月14日農林水産省告示第1067号（四に係るものに限る。）
- 変更に係る指定施業要件
 - 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第702号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和6年11月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示（重要流域（令和3年1月5日農林水産省告示第32号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。

平成2年8月14日農林水産省告示第1067号（三に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第703号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和6年11月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 指定する形質変更時要届出区域

糟屋郡須恵町大字上須恵字岩ノ下1374番1、1374番8、1374番18及び1387番2の各一部

2 土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

ふっ素及びその化合物

福岡県告示第704号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年11月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 関係県土整備事務所名並びに道路の種類、路線名及び占用を制限する区域

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	占用を制限する区域
朝倉	県道	甘木田主丸線	朝倉市片延9番1先から朝倉市片延14番2先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和6年11月22日

公 告**公告**

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2の規定に基づき行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第19条第2項の規定により次のとおり公表する。

令和6年11月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 処分を受けた事業者

(1) 名称

ランプロティタ株式会社

(2) 所在地

柳川市大和町皿垣開2511

(3) 代表者

代表取締役 梅崎 歳市

2 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

3 処分の年月日

令和6年10月17日

4 処分の理由

ランプロティタ株式会社は、令和6年9月30日午前10時、福岡地方裁判所柳川支部から破産手続開始の決定を受けたため、法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号ロに該当するに至った。このことは、法第14条の3の2第1項第4号に該当する。

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和6年11月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 落札に係る物品等の名称及び数量

令和6年度生徒実習用パソコン等賃貸借 1式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県教育庁教育総務部施設課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 落札者を決定した日

令和6年10月17日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

N T T ・ T C リース株式会社九州支店

(2) 住所

福岡市博多区博多駅前二丁目2番1号

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

173,859,840円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

令和6年9月27日

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により福岡市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和6年11月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡広域都市計画地区計画の変更（令和6年10月17日 福岡市告示第259号）

公告

解散した清算法人佐与土地改良区から清算人の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和6年11月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

氏名	住所
本松 隆	飯塚市佐與207番地
白石 貞夫	飯塚市佐與2522番地4
本松 弘	飯塚市佐與308番地
原田 敏行	飯塚市佐與385番地
久保 利男	飯塚市佐與197番地

公告

福岡県文化賞表彰規程（平成5年8月福岡県告示第1254号の2）第4条の規定に基づき、令和6年度福岡県文化賞被表彰者を次のとおり決定したので、同告示第5条第2項の規定により公表する。

令和6年11月8日

福岡県知事 服部 誠太郎

部門	被表彰者
創造部門	平出 隆
社会部門	松崎 宏史
奨励部門	江里 朋子

再掲

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第4条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県告示第699号の2

福岡県薬物の濫用防止に関する条例（平成26年福岡県条例第57号）第14条第1項の規定により、特定危険薬物を次のとおり指定する。

令和6年11月6日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 特定危険薬物の名称

- 化学名 N, N-ジエチル-2- {2- [(4-フルオロフェニル) メチル] -5-ニトロ-1H-ベンゾ [d] イミダゾール-1-イル} エタン-1-アミン及びその塩類
- 化学名 N, N-ジエチル-2- {2- [(4-メトキシフェニル) メチル] -1H-ベンゾ [d] イミダゾール-1-イル} エタン-1-アミン及びその塩類
- 化学名 1- (ベンゾ [d] [1, 3] ジオキソール-5-イル) -4-メチル-2- (ピロリジン-1-イル) ペンタン-1-オン及びその塩類
- 化学名 N- (1-アミノ-3, 3-ジメチル-1-オキソブタン-2-イル) -5-プロモ-1-ペンチル-1H-インダゾール-3-カルボキシアミド及びその塩類

2 指定の理由

他の地方公共団体の条例に基づき、大臣指定薬物に準じる手続による科学的知見に基づく検証を経て大臣指定薬物に準じる規制が行われることになったため。

3 施行期日

令和6年11月7日